

証券コード 4264
発信日2023年3月13日
(電子提供措置の開始日2023年3月6日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

株式会社セキュア
代表取締役社長 谷 口 辰 成

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第21期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://secureinc.co.jp/ir/>

電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、銘柄名（会社名）またはコードを入力・検索し、基本情報、縦覧書類／PR情報を選択のうえ、株主総会招集通知／株主総会資料の情報を閲覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年3月28日（火曜日）午後6時30分までに議決権をご行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目4番地1号
新宿NSビル30階
NSスカイカンファレンス ホールB

(注)会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようお越しく下さい。

3. 目的事項

報告事項

1. 第21期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第21期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎ 本株主総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ 当社へのご理解をより一層深めていただくため、株主総会終了後に事業説明会を開催させていただきますが、状況に応じて中止する場合もございます。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

- ◎ 法令および当社定款第17条の規定に基づき、電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。「連結計算書類の連結注記表」「計算書類の個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますので、本書面には記載していません。なお、**ご送付している本書面の頁番号、項番、参照頁の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、本書面の頁番号が抜けていても誤記ではございません。**あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

＜株主様へのお願い＞

- 株主の皆様におかれましては、株主総会へのご出席に際しまして、株主総会開催日時点での新型コロナウイルスの流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、書面またはインターネットによる議決権行使も含めて、慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。
- 会場における新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主様同士の間隔に配慮した座席配置とさせていただくため、ご用意できる座席数が少なくなっております。当日ご来場いただいても入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ご来場を検討されている株主様は、マスク着用やアルコール消毒液の利用など感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- 会場の受付付近にて検温を実施いたしますので、ご協力をお願い申し上げます。
なお、発熱が認められる方、体調がすぐれないとお見受けする方にはご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承くださいますよう重ねてお願い申し上げます。
- 本株主総会運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前の議決権行使をいただく場合

書面による議決権行使

行使期限

2023年3月28日（火曜日）
午後6時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2023年3月28日（火曜日）
午後6時30分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

インターネットによるご行使

行使期限

2023年3月28日（火曜日）
午後6時30分行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2023年3月29日（水曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

■ 議決権行使について



0120-652-031

(9:00～21:00)

■ 其他のご照会



0120-782-031

(平日9:00～17:00)

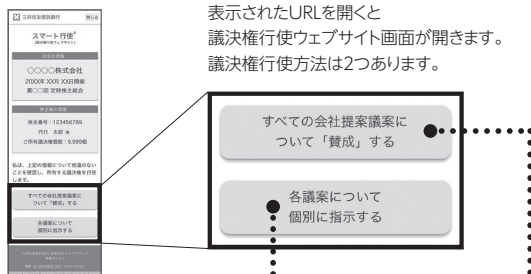
「スマート行使」によるご行使

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

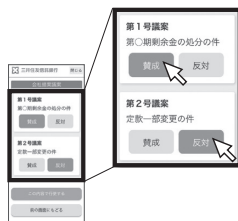
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード※」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



② 議決権行使ウェブサイトを開く

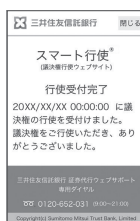


③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④ 全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

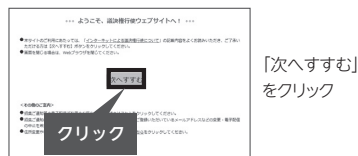
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード※を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主さまのご負担となります。

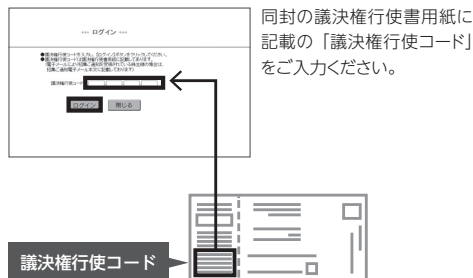
※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによるご行使

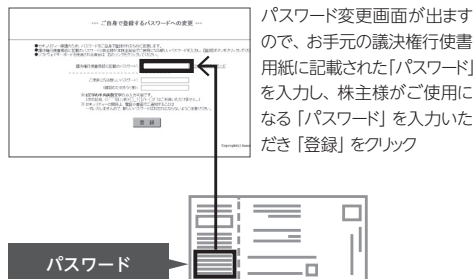
① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



② ログインする



③ パスワードを入力する



以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
(選任方法) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (新設) (新設) (任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>選任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(選任方法) 第31条 (現行どおり) 2 (現行どおり) <u>3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役を選任することができる。</u> <u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (任期) 第32条 (現行どおり) 2 任期満了前に<u>退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 (生 年 月 日) 名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
再任 1	たにぐち たつなり 谷 口 辰 成 (1976年10月14日生)	1999年 4 月	株式会社ネクサス入社（現株式会社ジェイ・コミュニケーション）	454,600株
		2000年10月 2002年10月 2014年 8 月 2022年 4 月	株式会社ジェイネクステル入社 当社設立 代表取締役社長 合同会社 L Y O N 代表社員（現任） 代表取締役社長代表執行役員CEO（現任）	
【選任理由】 谷口辰成氏は、当社創業者及び代表取締役として、強いリーダーシップをもって会社を牽引してきた実績や豊富な経験を有しており、今後も経営全般に対する指導、助言を行い、継続的な企業価値向上が期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。				
新任 2	よこい ふみあき 横 井 文 昭 (1961年 4 月 1 日生)	1985年 4 月	東京海上火災保険株式会社入社（現東京海上日動火災保険株式会社）	1,100株
		2003年 7 月 2010年 7 月 2018年 4 月 2019年 4 月 2022年 4 月	同社 米国（ニューヨーク）副社長 同社 総合営業第二部長 同社 執行役員本店営業第五部長 同社 常務執行役員 当社 入社 専務執行役員（現任）	
【選任理由】 横井文昭氏は、営業戦略全般において豊富な知見と経験を有しており、当社入社後は、専務執行役員として営業統括を掌管し成長を牽引してきたことから、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社経営の適切な意思決定及び業務執行の監督に貢献できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。				
再任 3	ひらもと ようすけ 平 本 洋 輔 (1987年 8 月 7 日生)	2008年10月 2014年 2 月 2019年 3 月 2020年 1 月 2021年 1 月 2022年 4 月 2023年 1 月	株式会社せんだう入社 当社 入社 取締役画像プラットフォーム事業部長 取締役事業開発部長 取締役事業開発本部長 取締役執行役員CBDO 取締役執行役員CBDO 兼商品開発部長（現任）	一株
		【選任理由】 平本洋輔氏は、入社以来営業部門に携わり、2019年3月からは取締役として、新規事業部門の統括を行っており、業務執行責任者として豊富な知識・経験を活かすことで、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上の実現が期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
再任 4	さとう ひとみ 佐 藤 仁 美 (1976年1月23日生)	1996年4月	杉本商事株式会社入社	6,000株
		2004年11月	株式会社スタッフサービス入社	
		2005年12月	株式会社エスアンドケイ入社	
		2008年6月	株式会社リミックスポイント入社	
		2014年2月	当社 入社	
		2018年7月	執行役員経営管理部長	
		2019年3月	取締役経営管理部長	
		2022年1月	取締役経理財務部長	
		2022年4月	取締役執行役員経理財務部長（現任）	
【選任理由】 佐藤仁美氏は、経営管理全般に長期に携わり、2019年3月からは取締役として、経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を行っており会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現が期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。				
再任 5	さいとう まさみ 斉 藤 政 美 (1957年11月11日生) 社外取締役候補者	1982年4月	野村證券株式会社入社	一株
		2004年7月	同社 横浜支店企業金融部長	
		2009年8月	みずほ証券株式会社 ビジネス開発部長	
		2016年3月	当社 社外取締役（現任）	
		2018年6月	株式会社光貴 常務取締役事業統括本部長	
		2022年4月	同社 代表取締役社長（現任）	
【選任理由】 斉藤政美氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、証券業務や経営判断・会社運営に係る業務に関し豊富な経験と高い見識をもとに、当社経営の適切な意思決定及び業務執行を監督していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって7年となります。				
新任 6	あしざわ こうじ 芦 澤 光 二 (1950年11月24日生) 社外取締役候補者	1973年4月	キヤノンマーケティングジャパン株式会社入社	一株
		1999年3月	同社 取締役	
		2003年3月	同社 常務取締役	
		2006年3月	同社 専務取締役	
		2009年3月	同社 取締役副社長 ビジネスソリューションカンパニープレジデント	
		2013年3月	同社 退任	
		2016年6月	シュッピン株式会社社外監査役	
		2022年9月	同社 退任	
【選任理由】 芦澤光二氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要は、前職等で培った豊富な経営経験と実績に基づく優れた経営判断能力をもとに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社経営の適切な意思決定及び業務執行を監督いただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。				

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 斉藤政美氏と芦澤光二氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は斉藤政美氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、芦澤光二氏の選任の承認がされた場合には、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、斉藤政美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。斉藤政美氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、新任候補者である芦澤光二氏が承認された場合には、同様の契約を締結する予定であります。

4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、当社と取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、被保険者は保険料を負担しておりません。本議案において各取締役候補者の選任が承認された場合は、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当該保険契約は2023年5月に同内容で更新する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
ゆ せ ようこ 湯 瀬 陽 子 (1981年3月17日生)	2004年9月	税理士法人エスネットワークス入社	一株
	2008年9月	税理士法人プライスウォーターハウスクーパース (現 PwC税理法人) 入社	
	2008年12月	税理士登録	
	2021年1月	南青山税理士法人入社	
	2022年4月	湯瀬陽子税理士事務所開業 (現任)	
	【選任理由】 湯瀬陽子氏が税理士として培われた高度な専門的知識を、当社の監査体制に反映していただくことを期待するとともに、様々な企業での経験をもとに、客観的な見地からの意見・提言をいただくことで、当社の経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断し、補欠監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 湯瀬陽子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、湯瀬陽子氏が社外監査役に就任された場合には当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 湯瀬陽子氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、当社監査役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、被保険者は保険料を負担しておりません。湯瀬陽子氏が監査役に就任した場合は、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当該保険契約は2023年5月に同内容で更新する予定であります。

以上

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の蔓延が長期化する中、ワクチン接種が進み、経済活動が徐々に正常化に向かっていましたが、強い感染力をもつ新たな変異株の再拡大により注視が必要な状況が続いております。また、ウクライナ情勢の長期化や、資材価格の高騰、円安等による金融情勢の変化など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループでは、コロナ禍における新しい生活様式の中でも「安心・安全に働く環境」を創出するため、最先端のAI（画像認識）技術とセキュリティ専門企業としての長年の実績・ノウハウを駆使し、最適なソリューションの提供に努めてまいりました。

「SECURE AC（入退室管理システム）」では、データセンターやフィットネスジムなど新たな販売領域への導入が進んだことに加え、大企業を中心に新型コロナウイルス感染症の影響で控えられていたオフィスへの投資が徐々に戻りつつある傾向から前年同期比で微増となりました。また、顔認証システムの販売が堅調に推移した結果、案件単価は上昇傾向となりました。

「SECURE VS（監視カメラシステム）」では、物流倉庫やデータセンター、コンビニエーンなど新たな販売領域への導入が進んだことに加え、パートナー企業とのリレーション強化施策を進めたことで、中小型案件を中心に引き合いが増加し、堅調に導入企業数を増加させましたが、上期での需要調整や期ズレの影響が大きく、前年同期比で微減となりました。

また、当期の重点アクションとして取組んでいるセールス・マーケティング部門の大幅な強化に関しては、採用活動が想定どおりに進捗し当連結会計年度末で50名と2021年12月期末比で約1.8倍に増強しております。引き続き、事業の拡大を目指して、優秀な人財の確保に努めるとともに、顧客開拓や商品価値向上のためのマーケティング活動の拡充に取り組んでまいります。

なお、2月には中部エリアの営業活動を促進すべく名古屋出張所を新たに開設し、7月には事業の進展とより一層の業務効率化を目的として、Security System Labを東京都新宿区（本社オフィス）に移転しました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高は3,384,508千円(前年同期比0.2%増)、営業損失は169,596千円(前年同期は営業利益155,416千円)、経常損失は

183,605千円(前年同期は経常利益148,041千円)、親会社株主に帰属する当期純損失は227,627千円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益131,476千円)となりました。なお、当社グループは「セキュリティソリューション事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資総額は100,351千円となりました。その主な内容は、2022年7月に事業の進展とより一層の業務効率化を目的としてSecurity System Labを東京都新宿区（本社オフィス）に移転したことによる設備取得によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当社は、2021年12月27日の東京証券取引所グロース市場への株式上場に伴い、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資による100,300株の新株発行により、87,662千円の資金を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、当社グループが継続企業として成長し続けるために対処しなければならない課題を以下のように考えております。

① 研究開発活動における課題

当社グループにおける主要なテクノロジーである画像関連技術の分野は、ディープラーニングを活用したAI技術の進歩による技術革新によって、商品・サービスの価値も飛躍的に向上します。

従って、当社グループでは、ディープラーニングをはじめとした高度な画像関連技術の応用に取り組み、実証実験に基づく実効性あるデータを蓄積しながら、実用化に向けて常に改良を重ねていかなければならないと認識しております。またその一環として2020年9月にクラウド型入退室管理システム「SECURE AI Office Base」を開発するなどSaaS型のサービス強化にも取り組んでおり、今後従来のオンプレ型の商品に加えてクラウド型（SaaS型）のサービス拡充のため積極的な研究開発は重要な課題だと考えております。

こうした課題に対処するため、当社グループでは「Security System Lab」と「SECURE AI STORE LAB」という2つのラボ（研究開発施設）と、韓国京畿道城南市にある子会社「SECURE KOREA, Inc.」にて、AI実装サービスの拡充や、画像解析精度の向上などのAIとセキュリティを掛け合わせたシステムの価値の向上およびSaaS型サービ

スの強化を推し進めるためにも積極的な研究開発に取り組んでおります。また現在、「SECURE AI STORE LAB」の収益化にも取り組んでおります。

② 営業活動における課題

当社グループでは、オフィス・商業施設・工場における中堅・大企業をメインターゲットとして、常に他社より競争優位性のあるシステムを提案し続けていくことが課題であると認識しております。

こうした課題に対処するため、多様な顧客ニーズに対応が可能となる優れたデバイスの調達と、新たな販売パートナーの開拓、さらに既存の販売パートナーの深堀に取り組んでおります。

今後は、トレーニング用コンテンツの拡充や新サービスの共同開発などによる既存パートナー企業の深堀やセミナー・展示会の開催などによる新規パートナーの発掘、当社韓国子会社である「SECURE KOREA, Inc.」を拠点に海外でのセキュリティニーズの対応にも取り組んでいきたいと考えております。

また、「オフィス・商業施設・工場」などで培った技術基盤を基軸に、「データセンター・ホテル・マンション」などの領域への横展開を図っていききたいと考えております。

③ 内部管理・統制体制における課題

当社グループが各ステークホルダーに幅広く信頼される企業集団となり、今後のさらなる事業拡大に向けて効率的かつ適正な業務運営体制を構築することが課題であると認識しております。そのため、管理部門による内部管理体制の拡充・強化に努めるとともに、営業面に対するバックオフィスとしての営業アシスタントの機能強化や、機器の障害・トラブルに迅速に対応するカスタマーサービスとしての機能強化、在庫の適正化と商品受配送の円滑化を担う物流センターの機能強化にも積極的に取り組んでおります。

こうした管理部門やバックオフィス機能と営業・開発部門との有機的な連携体制を構築し、実効性のある内部管理・統制体制の構築に努めております。

④ 人材の育成・確保における課題

当社グループの提供するシステムは、ハードウェアのみならずソフトウェア、サーバー構築、デバイスの選定、ネットワーク構築、システム設計、設置環境、AI（画像認識）技術に加えてセキュリティに関する専門的な知識など、非常に幅広い技術分野をカバーした

ソリューションとなるため、優秀な人材の育成・確保が重要な課題であると認識しております。

従って、こうした専門性を持った人材を積極的に採用する一方で、「Security System Lab」を活用した人材トレーニングを有効に活用しながら、戦力として活躍できる人材の育成に積極的に取り組んでおります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第18期 (2019年12月期)	第19期 (2020年12月期)	第20期 (2021年12月期)	第21期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売 上 高	—	2,790,181 千円	3,378,576 千円	3,384,508 千円
経常利益又は経常損失 (△)	—	27,637 千円	148,041 千円	△183,605 千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	—	33,032 千円	131,476 千円	△227,627 千円
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△)	—	7.98 円	31.67 円	△48.52 円
総 資 産	—	1,468,294 千円	1,981,467 千円	1,993,000 千円
純 資 産	—	455,236 千円	983,086 千円	842,138 千円
1 株 当 た り 純 資 産	—	29.10 円	214.15 円	178.53 円

- (注) 1. 第19期より連結計算書類を作成しているため、第18期の状況は記載しておりません。
2. 当社は2021年6月10日付で普通株式1株につき30株の株式分割を行っておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第18期 (2019年12月期)	第19期 (2020年12月期)	第20期 (2021年12月期)	第21期 (当事業年度) (2022年12月期)
売 上 高	1,717,077 千円	2,790,181 千円	3,378,576 千円	3,382,068 千円
経常利益又は経常損失 (△)	△56,570 千円	33,912 千円	155,236 千円	△188,596 千円
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△47,191 千円	39,354 千円	138,811 千円	△232,471 千円
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 (△)	△13.04 円	9.50 円	33.44 円	△49.55 円
総 資 産	1,261,002 千円	1,473,595 千円	1,993,440 千円	1,997,874 千円
純 資 産	421,740 千円	460,849 千円	995,851 千円	849,184 千円
1 株 当 た り 純 資 産	19.84 円	30.65 円	216.93 円	180.03 円

- (注) 1. 当社は2021年6月10日付で普通株式1株につき30株の株式分割を行っておりますが、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
SECURE KOREA, Inc.	1 億 ウォン	100 %	セキュリティソリューション事業

③ そ の 他

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

事業	主要製品
セキュリティソリューション事業	SECURE AC（入退室管理システム） SECURE VS（監視カメラシステム） SECURE Analytics（画像解析サービス/その他）

(8) 主要な事業所等（2022年12月31日現在）

①当社

名称	所在地
本社	東京都新宿区
大阪営業所	大阪府大阪市中央区
福岡営業所	福岡県福岡市博多区
福島営業所	福島県郡山市
Security System Lab	東京都新宿区

（注）Security System Labは事業の進展とさらなる業務効率化を目的に、2022年7月をもって、本社と同一ビル内同一フロアに移転いたしました。

②子会社

名称	所在地
SECURE KOREA, Inc.	韓国京畿道城南市

(9) 従業員の状況（2022年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
112名	14名増

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用社員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
110名	16名増	38.1歳	4年4ヶ月

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用社員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2022年12月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社東邦銀行	342,500 千円
株式会社みずほ銀行	109,030 千円
株式会社三十三銀行	97,948 千円
株式会社りそな銀行	46,668 千円
株式会社三井住友銀行	6,910 千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2022年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式の総数16,500,000株
- (2) 発行済株式の総数4,717,020株
- (3) 株主数1,988名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
合同会社LYON	1,319,500株	27.97%
谷 口 辰 成	454,600株	9.64%
谷 口 喆 成	421,500株	8.94%
谷 口 才 成	420,000株	8.90%
CBC株式会社	228,000株	4.83%
株式会社ブロードバンドタワー	150,000株	3.18%
株式会社東邦銀行	120,000株	2.54%
グローバル・タイガー・ファンド3号投資事業 有限責任組合	107,620株	2.28%
株式会社モルフォ	75,000株	1.59%
株式会社ブレインパッド	75,000株	1.59%
株式会社ラック	75,000株	1.59%
プロパティエージェント株式会社	75,000株	1.59%

（注）持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員の新株予約権の保有状況

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
発 行 決 議 日	2018年3月12日	2019年12月18日
区 分	取締役（社外取締役を除く）	取締役（社外取締役を除く）
保 有 者 数	2名	2名
新 株 予 約 権 の 数	150個	1,250個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 4,500株	普通株式 37,500株
新株予約権1個当たりの発行価額	払込を要しない	払込を要しない
権利行使時1株当たりの行使価額	184円	667円
権 利 行 使 期 間	2021年1月1日から 2025年12月31日まで	2022年1月1日から 2029年12月18日まで
新株予約権の行使の条件	注3	注3

- (注) 1. 取締役が保有している第3回新株予約権は、従業員として在籍中に付与されたものであります。
2. 第3回新株予約権および第4回新株予約権は、2021年5月24日開催の取締役会決議により、2021年6月10日付で普通株式1株につき30株の株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式の数」、「行使価額」は株式分割後の数値を記載しております。
3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。
- ① 対象者は、本新株予約権の行使時においても、当社の取締役、顧問および従業員として勤務している社員、社外協力者のいずれかであることを要する。
 - ② 対象者が任期満了により取締役を退任し、就業規則に定める定年により退職または顧問契約の期間満了による終了により地位を喪失した場合は本新株予約権を行使することができない。
 - ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑤ その他の条件については、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は2022年12月19日開催の取締役会決議において、中長期的な当社の業績拡大および企業価値の増大を目指すにあたり、意欲および士気をより一層向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、以下のとおり、業績目標を達成した場合にのみ権利行使が可能となる新株予約権を、有償にて発行することを決議いたしました。

		第5回新株予約権	
発行決議日		2022年12月19日	
新株予約権の数		1,600個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 160,000株 (新株予約権1個につき 100株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 100円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 79,200円 (1株当たり 792円)	
権利行使期間		2026年4月1日から2033年1月9日まで	
新株予約権の行使の条件		(注)	
割当先	当社取締役及び従業員	新株予約権の数	1,600個
		目的となる株式数	160,000株
		割当者数	12名

(注) 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2025年12月期乃至2027年12月期において、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書。以下同様）に記載された連結営業利益が、下記(a)または(b)に記載したいずれかの条件を充たした場合、付与された本新株予約権のうち、各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として本新株予約権を行使することができる。

(a) 連結営業利益が500百万円を超過した場合：行使可能割合70%

(b) 連結営業利益が700百万円を超過した場合：行使可能割合100%

なお、上記における連結営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ② 上記にかかわらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株

予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ その他の条件については、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2022年12月31日現在）

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
谷 口 辰 成	代 表 取 締 役 社 長	代表執行役員CEO 合同会社LYON 代表社員
平 本 洋 輔	取 締 役	執行役員CBDO
佐 藤 仁 美	取 締 役	執行役員経理財務部長
大 野 宏	取 締 役	株式会社セキュリティ工学研究所 代表取締役
斉 藤 政 美	取 締 役	株式会社光貴 代表取締役社長
永 澤 正 博	常 勤 監 査 役	
久 喜 政 徳	監 査 役	
古 島 守	監 査 役	弁護士法人トライデント代表社員 日本化学工業株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社セプテーニ・ホールディングス社外監査役 株式会社ビーロット社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 大野宏氏、斉藤政美氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
なお、大野宏氏、斉藤政美氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役永澤正博氏、久喜政徳氏および古島守氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
なお、永澤正博氏、久喜政徳氏および古島守氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益

相反の生じるおそれのない独立役員であります。

3. 永澤正博氏は、上場会社において管理本部長を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 古島守氏は、弁護士および公認会計士の資格を有しており、専門的な知識と経験を有するものであります。
5. 取締役であった安田創一氏は、定時株主総会が開催された2022年3月29日付で任期満了により退任しております。
6. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

氏 名	役 名	職 名
横 井 文 昭	専 務 執 行 役 員	
谷 口 喆 成	執 行 役 員	第1ソリューション事業部長
安 田 創 一	執 行 役 員	第2ソリューション事業部長
窪 田 靖	執 行 役 員 CMO	マーケティング統括部長
谷 口 才 成	執 行 役 員	経営企画部長
關 裕	執 行 役 員CHRO	人事総務部長

7. 2023年1月1日付で次のとおり異動がありました。

氏 名	地位及び担当	
	変更前	変更後
平 本 洋 輔	取締役 執行役員CBDO	取締役 執行役員CBDO 兼 商品開発部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社役員（取締役、監査役）、執行役員、管理職従業員であり被保険者は保険料の負担をしておりません。当該保険契約により

被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金および和解金）が補填されることとなります。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為または故意による法令違反の場合や、保険開始日前に既に発生している損害賠償請求等は保険の対象としないこととしております。なお、当該保険契約は2023年5月に同内容で更新する予定であります。

（５）当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

・決定方針の決定方法

当社は役員の報酬等の額の決定に関する方針を、当社の「役員報酬内規」において定めております。当社の「役員報酬内規」は2020年2月12日の取締役会にて決議しております。

・基本方針

当社の取締役の報酬は、原則、固定報酬のみとし、個人別の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

・決定方針の内容の概要

役員の報酬等の決定方法は、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で世間水準・経営内容等を考慮し、各取締役の報酬については、代表取締役社長に決定を委任し、各監査役の報酬については監査役の協議により決定する方法であります。取締役の報酬は月額報酬（固定報酬）と賞与で構成され、監査役の報酬は月額報酬（固定報酬）で構成されており、業績連動報酬制度は採用しておりません。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

常勤役員の月額報酬は、当社人事制度の給与テーブル グレード号俸に役位に応じた率を乗じた額を役位別の上限額の範囲としております。また、非常勤役員の月額報酬は、その役員の地位および会社への貢献度を考慮しております。なお取締役の賞与は、会社の業績、個々の業務執行状況を考慮しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役等に関する報酬の限度額は、2021年6月9日開催の臨時株主総会におい

て、取締役は年額350,000千円以内、監査役は年額40,000千円以内と決議しております。同株主総会終結時の取締役の員数は6名（内社外役員は2名）、監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、各取締役の評価を行うには当社の業績を全体的かつ俯瞰的に把握している代表取締役社長が最も適していると判断し、取締役会の決議により、代表取締役社長代表執行役員CEO谷口辰成に対し、取締役の個人別の報酬額の決定を委任しております。同氏は、各取締役の職責・職位に応じた業務執行計画および報告、ならびに経営への貢献度等を総合的に評価し、社外取締役の意見を踏まえたうえで当社役員報酬内規に基づき個人別の報酬を決定するようにしており、役員報酬決定の客観性の確保に努めていることから、取締役会としては、当該内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役については、監査役の協議により決定しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	63,300 千円 (5,700)	63,300 千円 (5,700)	— (—)	— (—)	6名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	13,950 千円 (13,950)	13,950 千円 (13,950)	— (—)	— (—)	3名 (3名)

(注) 上記の支給人数には、当該事業年度中に退任した取締役1名が含まれております。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

⑥ 非金銭報酬等の内容に関する事項

該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職状況および当該他の法人等との関係

取締役大野宏氏は、株式会社セキュリティ工学研究所の代表取締役を兼務しております。

す。なお、当社は株式会社セキュリティ工学研究所との間に重要な取引その他の関係はありません。

取締役斉藤政美氏は、株式会社光貴の代表取締役社長を兼務しております。なお当社は株式会社光貴との間に取引その他の関係はありません。

監査役古島守氏は、弁護士法人トライデント代表社員、日本化学工業株式会社社外取締役（監査等委員）、株式会社セプテーニ・ホールディングス社外監査役および株式会社ビーロット社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお当社と各兼務先との間に取引その他の関係はありません。

② 主な活動状況

区 分	活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 大 野 宏	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回出席し、セキュリティ業界に長く携わってきた豊富な知見から意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。
取 締 役 斉 藤 政 美	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回出席し、経営判断・会社運営に係る経験豊富なキャリアに基づき、有識者としての知見から意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。
常勤監査役 永 澤 正 博	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回出席し、金融機関及び事業会社で培った豊富な実務経験による専門的見地から、取締役会において適宜必要な発言を行っております。 同様に当事業年度開催の監査役会には、14回のうち14回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行い、経営全般への運営体制に対して、適宜、必要な発言を行っております。
監 査 役 久 喜 政 徳	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回出席し、事業会社で培った豊富な実務経験による専門的見地から、取締役会において適宜必要な発言を行っております。 同様に当事業年度開催の監査役会には、14回のうち14回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行い、経営全般への運営体制に対して、適宜、必要な発言を行っております。
監 査 役 古 島 守	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回出席し、主に弁護士及び公認会計士としての専門的見地から、取締役会において適宜必要な発言を行っております。 同様に当事業年度開催の監査役会には、14回のうち14回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行い、経営全般への運営体制に対して、適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,100千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、前事業年度の職務執行状況、当事業年度の監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠等を確認し審議した結果、監査報酬の水準は適切と判断したためであります。

(3) 非監査業務の内容

当社は太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社は、監査法人の選定方針として、効果的かつ効率的な監査が行われることが重要であると考え、監査品質の維持・向上に資する品質管理体制や専門性、独立性、当社事業分野への理解度等を総合的に勘案しております。

監査役会は、監査法人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合に、監査法人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、監査法人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が監査法人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号【取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備】ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に基づき、取締役会において内部統制基本方針を次の通り定めております。

当社は、この基本方針に基づき、内部統制を有効に機能させるとともに、絶えず評価し、必要な改善策を講じることとしております。また、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して継続的に見直しを行い、一層実効性のある内部統制の整備に努めてまいります。

A. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を制定し、代表取締役がその精神を役職者をはじめ使用人に継続的に伝達することにより、法令と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。
- (b) コンプライアンス全体に関する総括責任者として代表取締役を委員長とするリスク管理・コンプライアンス委員会がコンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。
- (c) 取締役会は、取締役会規程に基づき、法令・定款及び株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。また、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の早期把握と改善に努める。また、取締役は、法令・定款・取締役会決議及びその他社内規程に従い、職務を執行する。更に、内部環境及び外部環境の重要な変更があった場合には、統制活動に与える影響を評価し、統制活動の変更の必要性を検討するよう努める。
- (d) 監査役は、監査役監査基準に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。また、監査役は、内部監査を所管する内部監査室と連携し、コンプライアンス体制の調査、法令・定款及び社内規程上の問題の有無、ならびに各業務が法令・定款及び社内規程に準拠して適正に行われているかを調査し、取締役会及び執行役員会に提言する。
- (e) 当社は、使用人が法令・定款及び社内規程上疑義のある行為を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「コンプライアンスホットライン規程」を制定するとともに、内部通報窓口を設ける。

B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報については、「情報管理規程」「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、文書管理規程で規定した保存期間は閲覧可能な状態を維持する。

C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社は、当社の業務執行に係るリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理体制を整える。
- (b) 当社は、リスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」を定め、個々のリスクについての管理

責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

- (c) 内部監査を所管する内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- (d) 取締役会及び執行役員会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- (e) 当社は、不測の事態が発生した場合には、代表取締役もしくは代表取締役が指名する者を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
- (f) 取締役会及びリスク管理・コンプライアンス委員会は、不正行為の原因究明、再発防止及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて、再発防止策の展開等の活動を推進する。

D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び戦略に関わる重要事項については執行役員会において議論を行い、その審議を経て取締役会で執行決定を行う。
- (b) 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織および職務分掌規程」、「稟議決裁権限規程」において、それぞれの責任者及び執行手続きの詳細を定める。

E. 当社及びその子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社の取締役会が子会社等の業務を適正に監視するとともに、「子会社等管理規程」を制定して子会社等の統括・管理部門を明らかにし、各社における法令等遵守体制やリスク管理体制の整備等、当社およびその子会社等から成る企業集団での内部統制システムを構築する。
- (b) 当社は、各子会社等に対し、中期経営計画および年度総合予算の策定や、その業務執行状況を定期的に当社経営陣に対して報告することなどを求めることにより、当社およびその子会社等から成る企業集団での業務の適正および効率性を確保していく。
- (c) 内部監査を所管する内部監査室は、子会社等における法令等遵守体制やリスク管理体制の有効性および適切性について監査を行い、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて子会社およびその統括・管理部門に要改善事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。
- (d) 当社およびその子会社等は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理体制を整備する。

F. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (a) 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人から監査役補助者を任命する。
- (b) 当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事評価・異動・懲戒については監査役会の事前の同意を得る。
- (c) 当該使用人は、職務執行に当たっては監査役の指揮命令を受け、取締役の指揮命令を受けない。

G. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役及び使用人は、重要な月次報告、重要な会計基準の変更、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、重大な法令・定款及び社内規程違反、内部統制報告書等、取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び時期についてのルールを定め、当該ルールに基づき、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告する。
- (b) 前項に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (c) 当社は、「コンプライアンスホットライン規程」の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。
- (d) 当社は、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- (e) 監査役は、代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換を行う。
- (f) 当社は、監査役がその職務を執行する上で必要な費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該費用または債務等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。

H. 反社会的勢力排除に向けた体制

- (a) 当社は、社会秩序に脅威を与えるような反社会的勢力に対して、コンプライアンス、財務報告の信頼性を確保する観点から、毅然とした態度で臨むことを基本とする。
- (b) 当社は、反社会的勢力に対しては人事総務部管掌取締役もしくはその者が指名した者がその対応を行い、取締役、顧問弁護士や関係行政機関との連携を図る。

I. 財務報告に係る内部統制

- (a) 当社は、財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・評価を実施し、監査役、取締役会及び執行役員会に報告する。
- (b) 監査役は、内部統制報告書を監査し、取締役会及び執行役員会は財務報告に係る内部統制の継続的な改善を図る。

J. ITへの対応

- (a) 経営者は、中長期的な展望でITへの取り組みを検討するよう努める。ITの投資は、各部からの要望を集約したものと事業計画とを照らして優先順位付けをした上で実施計画を立案する。
- (b) 業界や取引先のITへの対応状況を認識し、財務報告に係るシステム関連図を作成し、これらを踏まえて、内部統制の整備方針を決定する。
- (c) 経営者は、自動化した統制と手作業による統制の特徴を把握し、各リスクに対していずれの統制が合理的かつ有効であるかを検討し、選択を適用する。
- (d) 経営者は、IT全般統制（プログラム登録管理、アクセス管理、およびシステム切り替え時期の十分なテストの実施および並行運用等）をある程度整備し、不十分な部分は、代替的方法により実施を検討する。

(e) 経営者は、ＩＴに係る全般統制及びＩＴに係る業務処理統制に係るマニュアル・規程を整備するよう努める。また、操作・運用マニュアルも整備するよう努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、リスク管理・コンプライアンス委員会を通じて、コンプライアンスに対する審議と情報共有を図るとともに、「取締役会規程」をはじめ社内諸規程の体系化と適時適切な改定を行うなど内部統制の強化を図っています。また、全役職員を対象とした全体会議の席上において、コンプライアンスに関するコメントを伝えて意識の醸成を図るとともに、規程の改定内容についての周知徹底を行っております。

当社の取締役会は、取締役５名のうち２名が社外取締役で構成されており、業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。また、社外監査役３名が取締役会に出席し、各取締役の職務執行に対する適切な牽制体制が構築されております。

社外監査役のうち１名は常勤監査役として、取締役会や執行役員会等の社内重要会議に出席するとともに、各取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、「株式会社の支配に関する基本方針」及び「買収防衛策」につきまして、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、慎重に検討を行ってまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、現段階においては内部留保の充実が最重要であると考え、会社設立以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つと認識しており、今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移や財務の状況、今後の事業計画等を総合的に勘案し、内部留保とバランスを取りながら検討していく方針です。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現するための資金として、有効に活用していく所存であります。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

( 2022年12月31日現在 )

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                       | 金 額              |
|------------------------|------------------|---------------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                  | <b>(負 債 の 部)</b>          |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>1,651,197</b> | <b>流 動 負 債</b>            | <b>838,908</b>   |
| 現 金 及 び 預 金            | 474,194          | 買 掛 金                     | 227,230          |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金      | 459,722          | 短 期 借 入 金                 | 200,000          |
| 商 品                    | 621,042          | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 130,304          |
| 仕 掛 品                  | 16,434           | 未 払 費 用                   | 182,833          |
| 前 払 費 用                | 30,307           | リ ー ス 債 務                 | 9,117            |
| 未 収 還 付 法 人 税 等        | 11,225           | 未 払 法 人 税 等               | 4,784            |
| 未 収 消 費 税 等            | 22,581           | 前 受 金                     | 47,000           |
| そ の 他                  | 15,736           | 賞 与 引 当 金                 | 30,783           |
| 貸 倒 引 当 金              | △48              | そ の 他                     | 6,854            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>341,803</b>   | <b>固 定 負 債</b>            | <b>311,953</b>   |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>98,177</b>    | 長 期 借 入 金                 | 272,752          |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 39,943           | リ ー ス 債 務                 | 5,491            |
| 工 具 器 具 備 品            | 56,496           | 商 品 保 証 引 当 金             | 16,019           |
| リ ー ス 資 産              | 1,737            | 資 産 除 去 債 務               | 5,170            |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>89,987</b>    | そ の 他                     | 12,521           |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 70,482           | <b>負 債 合 計</b>            | <b>1,150,861</b> |
| リ ー ス 資 産              | 12,465           | <b>(純 資 産 の 部)</b>        |                  |
| そ の 他                  | 7,040            | 株 主 資 本                   | 844,320          |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>153,638</b>   | 資 本 金                     | 536,808          |
| 投 資 有 価 証 券            | 8,823            | 資 本 剰 余 金                 | 417,821          |
| 敷 金                    | 118,881          | 利 益 剰 余 金                 | △110,309         |
| 繰 延 税 金 資 産            | 22,632           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額     | △2,181           |
| そ の 他                  | 3,301            | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益             | △3,948           |
|                        |                  | 為 替 換 算 調 整 勘 定           | 1,766            |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>          | <b>842,138</b>   |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>1,993,000</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>      | <b>1,993,000</b> |

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

( 2022年 1 月 1 日から  
2022年12月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                           | 金 額       |
|-------------------------------|-----------|
| 売 上 高                         | 3,384,508 |
| 売 上 原 価                       | 2,072,504 |
| 売 上 総 利 益                     | 1,312,003 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           | 1,481,600 |
| 営 業 損 失                       | △169,596  |
| 営 業 外 収 益                     |           |
| 受 取 利 息                       | 12        |
| そ の 他                         | 454       |
| 営 業 外 費 用                     |           |
| 支 払 利 息                       | 5,639     |
| 事 務 所 移 転 費 用                 | 7,766     |
| そ の 他                         | 1,068     |
| 経 常 損 失                       | 14,475    |
| 経 常 損 失                       | △183,605  |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損             | 13,477    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失         | 13,477    |
| 法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税        | △197,082  |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | 2,192     |
| 当 期 純 損 失                     | 28,353    |
| 当 期 純 損 失                     | 30,545    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 | △227,627  |
|                               | △227,627  |

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結株主資本等変動計算書

( 2022年 1 月 1 日から  
2022年12月31日まで )

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本 |         |          |          |
|------------------------------|---------|---------|----------|----------|
|                              | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金    | 株主資本合計   |
| 当連結会計年度期首残高                  | 490,213 | 371,227 | 117,318  | 978,758  |
| 当連結会計年度変動額                   |         |         |          |          |
| 新株の発行                        | 43,831  | 43,831  |          | 87,662   |
| 新株の発行（新株予約権の行使）              | 2,764   | 2,762   |          | 5,526    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失（△）       |         |         | △227,627 | △227,627 |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額（純額） |         |         |          |          |
| 当連結会計年度変動額合計                 | 46,595  | 46,593  | △227,627 | △134,438 |
| 当連結会計年度末残高                   | 536,808 | 417,821 | △110,309 | 844,320  |

|                              | その他の包括利益累計額 |          |                   | 純資産合計    |
|------------------------------|-------------|----------|-------------------|----------|
|                              | 繰延ヘッジ損益     | 為替換算調整勘定 | その他の包括<br>利益累計額合計 |          |
| 当連結会計年度期首残高                  | 3,435       | 891      | 4,327             | 983,086  |
| 当連結会計年度変動額                   |             |          |                   |          |
| 新株の発行                        |             |          |                   | 87,662   |
| 新株の発行（新株予約権の行使）              |             |          |                   | 5,526    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失（△）       |             |          |                   | △227,627 |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額（純額） | △7,384      | 875      | △6,508            | △6,508   |
| 当連結会計年度変動額合計                 | △7,384      | 875      | △6,508            | △140,947 |
| 当連結会計年度末残高                   | △3,948      | 1,766    | △2,181            | 842,138  |

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 1 社

主要な連結子会社の名称 SECURE KOREA, Inc.

### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び仕掛品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物 3～15年

工 具 器 具 備 品 3～15年

□. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用ソフトウェア 3～5年

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

□. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

ハ. 商品保証引当金

販売した商品の保証期間に係る修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績等に基づき、当連結会計年度末における将来の修理費用見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループはセキュリティソリューション事業の単一セグメントであり、主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は、システムが稼働し顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。

ロ. ヘッジ手段及びヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建仕入債務等

ハ. ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で対象の為替相場の変動リスクを回避する目的でのみ手段を利用する方針であります。

二. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段のキャッシュ・フローの累計を比較し、両者の変動額を基礎にしてヘッジ有効性を評価しております。なお、為替予約取引に関しては、外貨建取引個々に為替予約を付しており、ヘッジ開始時以降継続してキャッシュ・フロー変動を完全に相殺できるため、ヘッジの有効性の判断は省略しております。

⑥ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、収益認識会計基準等の適用による連結計算書類に与える影響はありません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準の適用が連結計算書類に及ぼす影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 棚卸資産の評価

##### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|     |           |
|-----|-----------|
| 商品  | 621,042千円 |
| 仕掛品 | 16,434千円  |

##### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、棚卸資産について収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により評価しており、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額まで帳簿価額を切り下げっていますが、販売終了商品などにより営業循環過程から外れた滞留在庫については、収益性の低下の事実を反映するために過去の販売実績に基づき決定した方針により、定期的に帳簿価額を切り下げしております。

営業循環過程から外れた滞留在庫の識別は、棚卸資産の滞留及び製品のライフサイクル等を総合的に勘案して判断しております。

そのため、市場の動向の需要予測の変化などを要因として保有する棚卸資産が過剰となった場合には、滞留在庫の対象とすべき棚卸資産が増加する可能性があり、棚卸資産の評価に影響する可能性があります。

#### (2) 繰延税金資産の回収可能性

##### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|        |          |
|--------|----------|
| 繰延税金資産 | 22,632千円 |
|--------|----------|

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

##### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることから、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産が減少または増加し、この結果、税金費用が増減する可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

##### (1) 当座貸越契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

|            |             |
|------------|-------------|
| 当座貸越極度額の総額 | 1,050,000千円 |
| 借入実行残高     | 200,000千円   |
| 差引額        | 850,000千円   |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 75,523千円

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式に関する事項

| 株式の種類   | 当連結会計年度期首 | 増加      | 減少 | 当連結会計年度末  |
|---------|-----------|---------|----|-----------|
| 普通株式（株） | 4,590,620 | 126,400 | －  | 4,717,020 |

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

|                       |          |
|-----------------------|----------|
| 第三者割当増資による新株の発行による増加  | 100,300株 |
| 新株予約権の行使による新株の発行による増加 | 26,100株  |

##### (2) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 230,400株

#### 6. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する基本方針

当社グループは、事業運営や設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入等により調達しております。デリバティブ取引は仕入取引の為替リスクに備えるために行っておりません。

###### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、与信管理規程に基づき新規取引先等の信用調査等を行っており、また、与信限度額水準の見直しを年1回以上実施し、取引相手ごとに期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する非上場企業の株式であり、企業価値の変動リスクに晒されておりますが、定期的に発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、取引企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

敷金及び保証金は、差入先の信用リスクに晒されており、賃貸借契約に際し差入先の信用状況を把握するとともに、適宜差入先の信用状況を把握することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、全て1年以内の支払期日であり、資金調達に係る流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

借入金は、主に事業運営及び設備投資に係る資金調達であり、返済期日は決算日後、最長で4年後であります。

### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|           | 連結貸借対照表計上額 | 時価      | 差額     |
|-----------|------------|---------|--------|
| 敷金及び保証金   | 119,401    | 117,610 | △1,791 |
| 資 産 計     | 119,401    | 117,610 | △1,791 |
| 長期借入金（※3） | 403,056    | 402,611 | △444   |
| 負 債 計     | 403,056    | 402,611 | △444   |

※1. 現金及び預金、受取手形及び売掛金、買掛金、短期借入金は短期決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。



※ 2. 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 区分        | 連結貸借対照表計上額 |
|-----------|------------|
| 非上場株式 (※) | 8,823      |

※ 3. 1 年内返済予定の長期借入金を含めております。

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品  
該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

| 区分      | 時価   |         |      |         |
|---------|------|---------|------|---------|
|         | レベル1 | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 敷金及び保証金 | —    | 117,610 | —    | 117,610 |
| 資産計     | —    | 117,610 | —    | 117,610 |
| 長期借入金   | —    | 402,611 | —    | 402,611 |
| 負債計     | —    | 402,611 | —    | 402,611 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 敷金及び保証金

これらの時価は、契約等から返還までの期間を合理的に見積り、当該期間の将来キャッシュ・フローを国債等の利回りで割り引いた現在価値から、貸倒引当金を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、セキュリティソリューション事業を提供する単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益をサービス区分に分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

| サービス区分                           | 報告セグメント         |
|----------------------------------|-----------------|
|                                  | セキュリティソリューション事業 |
| SECURE AC<br>入退室管理システム           | 984,267         |
| SECURE VS<br>監視カメラシステム           | 2,268,704       |
| SECURE Analytics<br>画像解析サービス/その他 | 131,535         |
| 顧客との契約から生じる収益                    | 3,384,508       |
| その他の収益                           | —               |
| 外部顧客への売上高                        | 3,384,508       |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 の（4）会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高

顧客との取引から生じた債権、契約債務の残高は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|                     | 当連結会計年度 |
|---------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 497,875 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 459,722 |
| 契約負債（期首残高）          | 32,495  |
| 契約負債（期末残高）          | 59,521  |

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「受取手形及び売掛金」に含まれており、契約負債は「前受金」及び固定負債の「その他」に含まれております。また、当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、24,647千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

|            |      |     |
|------------|------|-----|
| 1株当たり純資産額  | 178円 | 53銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 48円  | 52銭 |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

(有償ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2022年12月19日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役および従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議し、2023年1月10日に当該新株予約権の発行価額の総額の払い込みが完了いたしました。その概要は次のとおりです。

### (1) 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大および企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲および士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役および従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の3.10%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 160,000株

### (3) 新株予約権の発行価額

本新株予約権1個当たりの発行価額は、100円とする。

### (4) 新株予約権の総数

1,600個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数 100株）

### (5) 新株予約権の割当を受ける者及び数

当社取締役 3名 450個、当社従業員 9名 1,150個

### (6) 新株予約権を行使することができる期間

2026年4月1日から2033年1月9日まで

### (7) 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権1個当たり 79,200円（1株当たり 792円）

(8) 新株予約権の割当日  
2023年1月10日

(9) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2025年12月期乃至2027年12月期において、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書。以下同様）に記載された連結営業利益が、下記(a)または(b)に記載したいずれかの条件を充たした場合、付与された本新株予約権のうち、各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として本新株予約権を行使することができる。

(a) 連結営業利益が500百万円を超過した場合：行使可能割合70%

(b) 連結営業利益が700百万円を超過した場合：行使可能割合100%

なお、上記における連結営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

- ② 上記にかかわらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ その他の条件については、当社と新株予約権の割当対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

# 貸借対照表

( 2022年12月31日現在 )

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
|------------------------|------------------|------------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                  | <b>(負 債 の 部)</b>       |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>1,639,368</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>836,735</b>   |
| 現 金 及 び 預 金            | 466,098          | 買 掛 金                  | 227,230          |
| 受 取 手 形                | 12,365           | 短 期 借 入 金              | 200,000          |
| 売 掛 金                  | 447,346          | 1 年内返済予定の長期借入金         | 130,304          |
| 商 品                    | 620,834          | 未 払 費 用                | 181,110          |
| 仕 掛 品                  | 16,434           | リ ー ス 債 務              | 9,117            |
| 前 払 費 用                | 30,256           | 未 払 法 人 税 等            | 4,702            |
| 未 収 還 付 法 人 税 等        | 11,225           | 前 受 金                  | 47,000           |
| 未 収 消 費 税 等            | 22,396           | 賞 与 引 当 金              | 30,783           |
| そ の 他                  | 12,458           | そ の 他                  | 6,486            |
| 貸 倒 引 当 金              | △48              |                        |                  |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>358,505</b>   | <b>固 定 負 債</b>         | <b>311,953</b>   |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>97,313</b>    | 長 期 借 入 金              | 272,752          |
| 建 物 及 び 構 築 物          | 39,943           | リ ー ス 債 務              | 5,491            |
| 工 具 器 具 備 品            | 55,632           | 商 品 保 証 引 当 金          | 16,019           |
| リ ー ス 資 産              | 1,737            | 資 産 除 去 債 務            | 5,170            |
|                        |                  | そ の 他                  | 12,521           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>101,321</b>   |                        |                  |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 81,816           | <b>負 債 合 計</b>         | <b>1,148,689</b> |
| リ ー ス 資 産              | 12,465           | <b>(純 資 産 の 部)</b>     |                  |
| そ の 他                  | 7,040            | <b>株 主 資 本</b>         | <b>853,133</b>   |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>159,871</b>   | 資 本 金                  | <b>536,808</b>   |
| 投 資 有 価 証 券            | 8,823            | 資 本 剰 余 金              | <b>417,821</b>   |
| 関 係 会 社 株 式            | 8,830            | 資 本 準 備 金              | 417,806          |
| 敷 金                    | 116,284          | そ の 他 資 本 剰 余 金        | 14               |
| 繰 延 税 金 資 産            | 22,632           | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>△101,496</b>  |
| そ の 他                  | 3,301            | そ の 他 利 益 剰 余 金        | △101,496         |
|                        |                  | 繰 越 利 益 剰 余 金          | △101,496         |
|                        |                  | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b> | <b>△3,948</b>    |
|                        |                  | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益          | △3,948           |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>849,184</b>   |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>1,997,874</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>   | <b>1,997,874</b> |

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 損 益 計 算 書

( 2022年 1 月 1 日から  
2022年12月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額       |
|------------------------|-----------|
| 売 上 高                  | 3,382,068 |
| 売 上 原 価                | 2,075,347 |
| 売 上 総 利 益              | 1,306,721 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費    | 1,481,843 |
| 営 業 損 失                | △175,122  |
| 営 業 外 収 益              |           |
| 受 取 利 息                | 6         |
| 為 替 差 益                | 484       |
| 雑 収 入                  | 452       |
| 営 業 外 費 用              |           |
| 支 払 利 息                | 5,639     |
| 事 務 所 移 転 費 用          | 7,766     |
| そ の 他                  | 1,011     |
| 経 常 損 失                | 14,417    |
| 特 別 損 失                |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損      | △188,596  |
| 税 引 前 当 期 純 損 失        | 13,477    |
| 法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,045     |
| 法 人 税 等 調 整 額          | 28,353    |
| 当 期 純 損 失              | 30,398    |
|                        | △232,471  |

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2022年 1 月 1 日から  
2022年12月31日まで )

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |         |          |         |
|-------------------------|---------|---------|----------|---------|
|                         | 資 本 金   | 資本剰余金   |          |         |
|                         |         | 資本準備金   | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当 期 首 残 高               | 490,213 | 371,213 | 14       | 371,227 |
| 当 期 変 動 額               |         |         |          |         |
| 新 株 の 発 行               | 43,831  | 43,831  |          | 43,831  |
| 新株の発行（新株予約権の行使）         | 2,764   | 2,762   |          | 2,762   |
| 当 期 純 損 失 （△）           |         |         |          |         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |         |          |         |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 46,595  | 46,593  |          | 46,593  |
| 当 期 末 残 高               | 536,808 | 417,806 | 14       | 417,821 |

(単位：千円)

|                               | 株主資本     |              |             | 株主資本合計 | 評価・換算差額等 | 純資産合計 |
|-------------------------------|----------|--------------|-------------|--------|----------|-------|
|                               | 利益剰余金    |              | 繰延ヘッジ<br>損益 |        |          |       |
|                               | その他利益剰余金 | 利益剰余金<br>合 計 |             |        |          |       |
|                               | 繰越利益剰余金  |              |             |        |          |       |
| 当 期 首 残 高                     | 130,974  | 130,974      | 992,415     | 3,435  | 995,851  |       |
| 当 期 変 動 額                     |          |              |             |        |          |       |
| 新 株 の 発 行                     |          |              | 87,662      |        | 87,662   |       |
| 新株の発行（新株予約権の行使）               |          |              | 5,526       |        | 5,526    |       |
| 当 期 純 損 失 （△）                 | △232,471 | △232,471     | △232,471    |        | △232,471 |       |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 （純 額） |          |              |             | △7,384 | △7,384   |       |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | △232,471 | △232,471     | △139,282    | △7,384 | △146,666 |       |
| 当 期 末 残 高                     | △101,496 | △101,496     | 853,133     | △3,948 | 849,184  |       |

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び仕掛品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物      3～15年

工 具 器 具 備 品      3～15年

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用ソフトウェア      3～5年

#### ③ リース資産

イ. 所有権移転ファイナンス・リース

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

ロ. 所有権移転外ファイナンス・リース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

#### ③ 商品保証引当金

販売した商品の保証期間に係る修理費用の発生に備えるため、過去の修理実績等に基づき、当事業年度末における将来の修理費用見込額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社はセキュリティソリューション事業の単一セグメントであり、主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は、システムが稼働し顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

### (5) 重要なヘッジ会計の方法

#### ① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。

#### ② ヘッジ手段及びヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建仕入債務等

#### ③ ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で対象の為替相場の変動リスクを回避する目的でのみ手段を利用する方針であります。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計と、ヘッジ手段のキャッシュ・フローの累計を比較し、両者の変動額を基礎にしてヘッジ有効性を評価しております。なお、為替予約取引に関しては、外貨建取引個々々々為替予約を付しており、ヘッジ開始時以降継続してキャッシュ・フロー変動を完全に相殺できるため、ヘッジの有効性の判断は省略しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、収益認識会計基準等の適用による計算書類に与える影響はありません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準の適用が計算書類に及ぼす影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

|     |           |
|-----|-----------|
| 商品  | 620,834千円 |
| 仕掛品 | 16,434千円  |

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、棚卸資産について収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により評価しており、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額まで帳簿価額を切り下げっていますが、販売終了商品などにより営業循環過程から外れた滞留在庫については、収益性の低下の事実を反映するために過去の販売実績に基づき決定した方針により、規則的に帳簿価額を切り下げしております。

営業循環過程から外れた滞留在庫の識別は、棚卸資産の滞留及び製品のライフサイクル等を総合的に勘案して判断しております。

そのため、市場の動向の需要予測の変化などを要因として保有する棚卸資産が過剰となった場合には、滞留在庫の対象とすべき棚卸資産が増加する可能性があり、棚卸資産の評価に影響する可能性があります。

## (2) 繰延税金資産の回収可能性

### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        |          |
|--------|----------|
| 繰延税金資産 | 22,632千円 |
|--------|----------|

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

### ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることから、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産が減少または増加し、この結果、税金費用が増減する可能性があります。

## 4. 貸借対照表に関する注記

### (1) 当座貸越契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

|         |             |
|---------|-------------|
| 当座貸越極度額 | 1,050,000千円 |
| 借入実行残高  | 200,000千円   |
| 差引額     | 850,000千円   |

|                    |          |
|--------------------|----------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 73,790千円 |
|--------------------|----------|

## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |          |
|------------|----------|
| 営業取引による取引高 | 60,200千円 |
|------------|----------|

## 6. 税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

|       |         |
|-------|---------|
| 賞与引当金 | 9,425千円 |
|-------|---------|

|         |         |
|---------|---------|
| 商品保証引当金 | 4,905千円 |
|---------|---------|

|       |      |
|-------|------|
| 貸倒引当金 | 14千円 |
|-------|------|

|         |         |
|---------|---------|
| 繰延ヘッジ損益 | 1,742千円 |
|---------|---------|

|       |       |
|-------|-------|
| 未払事業税 | 596千円 |
|-------|-------|

|        |       |
|--------|-------|
| 未払事業所税 | 743千円 |
|--------|-------|

|       |           |
|-------|-----------|
| 繰越欠損金 | 142,098千円 |
|-------|-----------|

|     |          |
|-----|----------|
| その他 | 20,713千円 |
|-----|----------|

|          |           |
|----------|-----------|
| 繰延税金資産小計 | 180,240千円 |
|----------|-----------|

|        |            |
|--------|------------|
| 評価性引当額 | △156,025千円 |
|--------|------------|

|          |          |
|----------|----------|
| 繰延税金資産合計 | 24,215千円 |
|----------|----------|

繰延税金負債

|                |          |
|----------------|----------|
| 資産除去債務に対する除去費用 | △1,583千円 |
|----------------|----------|

|          |          |
|----------|----------|
| 繰延税金負債合計 | △1,583千円 |
|----------|----------|

|           |          |
|-----------|----------|
| 繰延税金資産の純額 | 22,632千円 |
|-----------|----------|

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

### (1) ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転ファイナンス・リース取引

#### ①リース資産の内容

無形固定資産

ソフトウェアであります。

#### ②リース資産の減価償却費の方法

前記の「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（2）固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

#### ①リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務用機器（工具器具備品）であります。

#### ②リース資産の減価償却費の方法

前記の「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（2）固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

### (2) オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内 11,087千円

1 年超 6,662千円

合計 17,749千円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：千円)

| 種 類   | 会社等の名称                   | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関連当事者<br>との関係            | 取引内容        | 取引金額<br>(注) | 科 目 | 期末残高 |
|-------|--------------------------|---------------------|--------------------------|-------------|-------------|-----|------|
| 子 会 社 | SECURE<br>KOREA,<br>Inc. | 所有<br>直接 100.0%     | 当 社 製 品 の<br>開 発 業 務 委 託 | 当社製品の<br>開発 | 60,100      | —   | —    |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。



## 9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

|           |          |
|-----------|----------|
| 1株当たり純資産額 | 180円 03銭 |
|-----------|----------|

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり当期純損失 | 49円 55銭 |
|------------|---------|

## 11. 重要な後発事象に関する注記

有償ストック・オプションとしての新株予約権の発行

「連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月20日

株式会社セキュア  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石 上 卓 哉 印  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 河 島 啓 太 印  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セキュアの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セキュア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年2月20日

株式会社セキュア  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石 上 卓 哉 印  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 河 島 啓 太 印  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セキュアの2022年1月1日から2022年12月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年2月22日

株式会社セキュア 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 永 澤 正 博 ㊟

社外監査役 久 喜 政 徳 ㊟

社外監査役 古 島 守 ㊟

以 上

# 株主総会 会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿二丁目4番地1号  
新宿NSビル30階  
NSスカイカンファレンス ホールB

|    |                                          |        |
|----|------------------------------------------|--------|
| 交通 | ●JR線・京王線・小田急線・東京メトロ丸ノ内線<br>各「新宿駅」南口・西口より | 徒歩約7分  |
|    | ●都営地下鉄大江戸線 「都庁前駅」A3出口より                  | 徒歩約3分  |
|    | ●東京メトロ丸ノ内線 「西新宿駅」2番出口より                  | 徒歩約10分 |

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

